

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十八条の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「、司法試験管理委員会規則」及び「、司法試験管理委員会」を削る。